

メインアーティストと
サポートミュージシャンは
互いにどんな存在でしょうか？

今、メインアーティストと
サポートミュージシャンの
権利処理のバランスが大きく
崩されようとしています

はじめに

理事長 椎名和夫より、 今起きていることをお知らせします

放送で使われる楽曲の権利処理(商業用レコード二次使用料)について、それらの楽曲に参加するサポートミュージシャン=NFA(ノンフィーチャードアーティスト)の権利処理は、現在も道半ばと言えます。放送で使われる楽曲の数はいまや年間数十万曲という規模に達し、それらの楽曲に参加するNFAをすべて調査解明していくことは相当に大きな作業負担となります。そこでNFAへの商業用レコード二次使用料分配は、P-LOGデータによる「レコーディングへの参加記録」と、「貸レコード分配実績」という2つのデータを組み合わせることで、放送で使用されている楽曲に対する権利を類推する形の「みなし分配」に頼らざるを得ない状態が、長らく続いていました。

一方で、放送で使用された楽曲の放送局からの報告も、当初のサンプリングデータから全曲データへと変化していきます。また、P-LOGのデータや貸レコードのデータも、20年以上蓄積されることによって、かなりの曲数になっていきます。放送で使用された楽曲と、それらの楽曲を照合して一致した楽曲については、実際に参加しているNFAに分配を行うことができます。その検証の作業が、商業用レコード二次使用料の徴収分配を行う芸団協CPRAの場で2017年頃から開始されました。膨大な楽曲を照合していく上で技術的課題もありましたが、**2018年の時点で、金額ベースで約43%を占める楽曲については、参加演奏家を解明できる見通しとなりました。** 03 ~ 05

ところが、そこで大きな横やりが入ります。

CPRAを構成する団体のうち、多くのメインアーティスト=FA(フィーチャード・アーティスト)が所属する、音楽制作者からなるプロダクション系団体(仮に「団体B」としましょう)から、NFA分配方法の見直しをするのであれば、「重複分配」を導入すべきだとの主張が行われたのです。

「重複分配」とはいったい何でしょうか？

CPRAにおける分配は、分配資金をFA分とNFA分に資金分けして行われますが、重複分配とは、バンドなど複数人で構成されるFAの場合、バンドメンバーがFA分の資金から分配を受けたい一方で、NFA分の資金からも重複して分配を受けたいという、とても奇妙な方式です。CPRAが最初に個人分配を開始した「貸レコード使用料」の分配だけに採用され、今も続いている方式ですが、その後開始された「録音権・二次使用料」の分配においては、FAとNFAの資金分け比率等を検討した際に、重複分配を行わないことを前提としていた経緯が議事録等で明らかです。ここで重複分配を導入すれば、その経緯に明確に反することになり、またNFAに分配される金額が半減することを意味していることから、到底受け入れられる話ではありません。

そこから混乱状態が始まります。MPNは、この問題を話し合う場を設けることを団体Bに提案しましたが、団体Bはそれに応えることなく、見直しの議論はストップしたまま約1年が経過しました。その間にMPNでは海外の実態を把握すべくヨーロッパの4か国を訪問して、各国で行われている分配方法に関する詳細な聞き取り調査を行いました。長らくMPNが取り組んできたP-LOGと同様の自己申告等によるデータ収集方式が、ほぼ世界標準であることがわかってきました。05 ~ 06

その後団体BがCPRAに出した「提言」をきっかけに、協議の場としての「分配精緻化検討ワーキンググループ」がようやく設置されますが、その場で団体Bは、MPNのP-LOGの有用性を否定するほか、重複分配導入の主張を取り下げて、今度はPPL方式(08)の導入を主張し始めます。「重複分配」にせよ、「PPL方式」にせよ、どちらもNFA分として確保された資金からFAに分配金を還流させることを目的とする主張に変わりはありません。団体Bの



【理事長紹介】椎名 和夫 (しいな・かずお)

1975年、ムーンライダーズのギタリストとしてキャリアをスタート。以後フリーのギタリストに転身し、吉田美奈子、井上陽水、山下達郎、中島みゆき他多数のアーティストのレコーディングやライブに参加する傍ら、作編曲家、プロデューサーとしても活動。1986年、中森明菜「Desire」編曲で日本レコード大賞受賞。1996年に演奏家団体PITを設立後、1998年には、クラシックを含む演奏家8団体を統合する演奏家権利処理合同機構MPNを設立。現在、日本芸能実演家団体協議会常務理事・同実演家著作隣接権センター運営委員、映像コンテンツ権利処理機構aRma理事、MPN理事長、PIT代表幹事を務める。大正大学表現学部客員教授。

主張を実現した場合、NFAのデータが少なければ少ないほど、FAの分配金は増えることとなります。それに対してMPNから議歩案も用意しましたが、それを検討しようとしたワーキンググループの座長に対して、団体Bの委員が「MPNに不当に肩入れする進行である」と反発して会議への出席を拒否するなど、この問題をめぐる状況は混乱の極みとなります。これまで関係権利者の合意を以て物事を進めてきたCPRAの空気は一変し、実演家の権利史上始まって以来の混沌としたものになっていきます。07 ~ 09

本年2月、それを見かねた「権利者団体会議(CPRAの運営に関与する4団体の代表者で構成される会議)」において調整の話し合いが行われ、商業用レコード二次使用料等での資金分け比率を従来の70対30から80対20に変更することをMPNが譲歩することと引き換えに、当面**2022年のNFA分配の見直しはMPNの責任において行う、との合意がなされました。**

なぜNFA分を30から20に減らすような譲歩をしたのか疑問に思われる方もあると思いますが、資金分けという方式の性質上、NFA分として分割された資金は、実際のレコーディング参加状況に関らずNFA分として確保されてしまうこととなります。20年以上前に定められた比率を状況変化に応じて見直すことはおかしなことではなく、また意見対立を解消し、NFAにとってより良い結論を導くためには、一定の譲歩も必要と考えたからです。

ただ、これ以上の譲歩はありません。この合意では、2022年の分配に成果が見られない場合は新たな分配方法の検討を行うとしており、その場合は今回前提となった80対20への資金分け比率変更も白紙に戻ります。しかし、もしそんなことになったら、権利者団体会議の優れた見識でやっと辿り着いた「合意」を無駄にしてしまうこととなります。

そうならないように、MPNはこの合意に沿って、2022年のNFA分配を現在可能な限りの方法で改善する作業をCPRA事務局とともに粛々と進めています。さらに、今できることと、今後取り組まなければならないことの両面から、NFAの大多数の委任を受ける団体として、**2023年以降もNFA分配の精緻化を引き続き責任をもって進めていく覚悟です。** 10

一方で、このような混乱状態にあって、今後どのような事態が生じるかわからないため、ここで一連の経緯を整理して、さまざまなエビデンスと合わせて資料化する作業を進めるとともに、現在までに至る経緯のすべてを皆さま方に知っていただくために、この冊子を作成しました。これまでMPNは、対外的に生じた問題をいちいち事細かにお伝えするようなことはしてきませんでした。一方、団体Bによる一方的な広報がいまだに続いている中で、現場での混乱や、会員の皆さま方に要らぬ誤解やご心配をおかけするようなことがないように「今起きていること」について、**できるだけ正確な情報を知っていただく必要があると考えました。**一方で、CPRA運営を支える立場からすれば、このようなありさまをお伝えしなければならないのは、実に残念なことです。

ただし、間違っていたらごめんなさいなのは、団体Bに所属するメインアーティストの方々や、プロダクション事業者の方々すべてが、団体Bの行動を正確に理解して、支持しているとは限らないということです。何故ならば、FAとNFAがそれぞれの立場を尊重しながら大きな価値を生み出す関係性が今も壊れていないことは、P-LOGデータを収集しているMPNが、誰よりも実感しているからです。一部の偏った考えによる暴走が、関係者の努力により今日まではぐくまれてきた日本の実演家の権利を、台無しにするようなことがあってはなりません。



/ Contents /

- 04 “商業用レコード二次使用料”のこれまでの分配方法とは？
- 2018年10月 ▶ 05 分配方法の見直しを開始するも、重複分配を主張する「団体B」により中断
- 2019年 7月 ▶ 06 海外実態調査で見た、各国の特性に合わせた分配方法
- 2019年12月 ▶ 07 “分配精緻化検討ワーキンググループ”の設置、ついに分配方法の見直しが再開
- 2020年 3月～ ▶ 08 WGでは、プロダクション系団体からこんな意見が…
- 2020年12月 ▶ 09 MPNの譲歩案は拒否され、WGは最終的に「結論得られず」
- 2021年 2月 ▶ 10 権利者団体会議による合意のもと、2022年の分配はMPNが責任をもって正していきます
- 11 おわりに

本紙を読む前に 知っておいていただきたい用語

商業用レコード二次使用料

個人で楽しむ用途に使われることを想定して販売されている商業用レコード(CDなど)をテレビ・ラジオなど放送番組等に使用(二次使用)する場合に発生する使用料。

※本紙での商業用レコード二次使用料の金額は録音権使用料などを含んだ金額です。

FA・NFA

楽曲に参加した実演家のうち、メインアーティストのことを「フィーチャード・アーティスト=FA」と呼びます。反対に、メインではない実演家(サポートミュージシャンなど)のことを「ノンフィーチャード・アーティスト=NFA」と呼びます。

演奏参加データ

さまざまな楽曲の参加演奏家情報などを集めたデータ。現在使用されているのは、MPNが収集しているP-LOGデータと、レンタルCDの実演家調査(貸レコード調査)で蓄積された貸レコードデータの2種類です。

※P-LOGデータには会員の皆さまからの自己申告データと、コーディネーター事業者からの日報データが含まれます。

資金分け

分配資金をあらかじめ一定比率でFA分とNFA分に分割する方式のこと。

作品への貢献度の違い等から「FAにより多くの分配を行うべき」との考え方に基づいて、商業用レコード二次使用料の分配資金は70%をFA分に、30%をNFA分に資金分けされます。法律に定められているわけではなく、あくまでも関係団体の合意によるもので、貸レコード使用料の分配においても、67.77対32.23の比率による資金分けが採用されています。

CPRAと権利者団体の関係

実演家の権利処理は、文化庁長官の指定を受けた芸団協CPRAが著作権隣接権等の集中管理団体として使用料・報酬等の徴収と分配を行っています。芸団協CPRAは、実演家の著作権隣接権を管理または擁護することを主たる業務とする4団体(プロダクション系3団体*およびMPN)により運営されています。

※プロダクション系3団体の正式名称は次のとおりです。

- 音事協 … 一般社団法人日本音楽事業者協会
- 音制連 … 一般社団法人日本音楽制作者連盟
- PRE … 一般社団法人映像実演権利者合同機構

CPRA (公社)日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接権センター

MPN (委託) ← 分配 → 音事協 音制連 PRE (プロダクション系3団体)

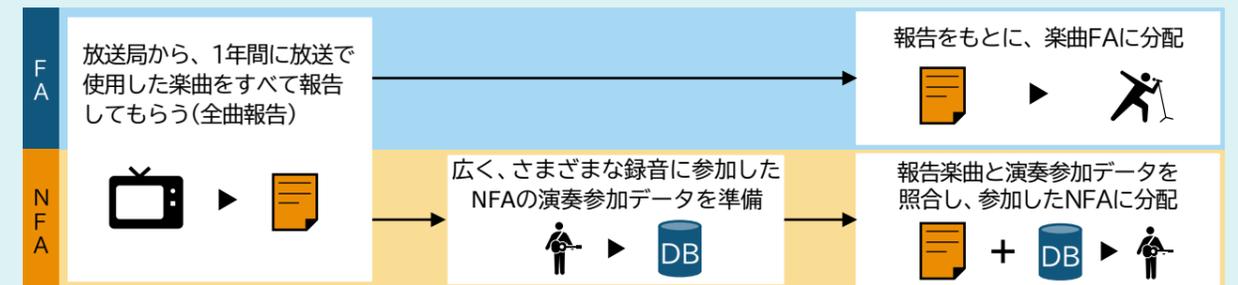
音事協: 会員は、フリーや個人事務所などで活動する個人のミュージシャン・アーティスト。NFA・FAともに多く所属。

音制連/PRE: 主な会員は個人ではなく、FAの多くが所属しているプロダクション。

“商業用レコード二次使用料”の これまでの分配方法とは？

商業用レコード二次使用料では、徴収した使用料約62億円(2020年度の値)の70%をFA分、30%をNFAに分ける資金分けを行い、それぞれ異なる方法で分配しています。まず、商業用レコード二次使用料の分配のあらましを見ていきましょう。

そもそも、実際に放送で使用された楽曲に基づく分配を行うためには、次のような過程が必要です。



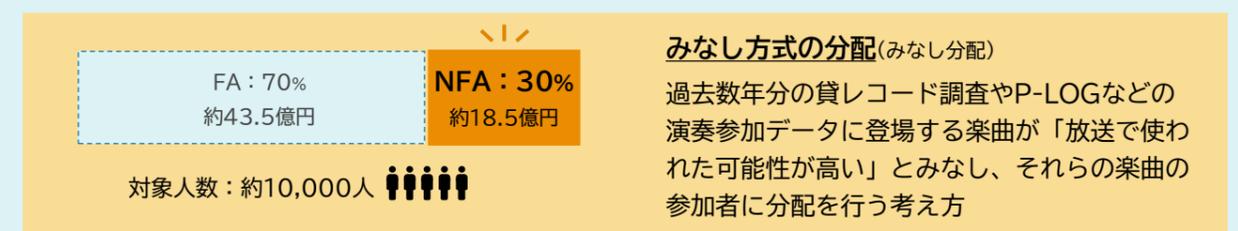
しかし、商業用レコード二次使用料の分配を開始した当初は、放送局からの報告は、一部データで全体を類推する形のサンプリング方式によるもので、正確な分配はできていませんでした。その後2010年ごろから全曲報告化が進み、FAについては、2014年以降、放送使用楽曲に基づく正確な分配がようやく実現しました。



一方、NFAについては、次のような理由から、放送使用楽曲に基づく分配はできていませんでした。

- ・放送使用楽曲は膨大な曲数に上り、当時蓄積されていた演奏参加データだけでは不十分
- ・照合技術を含めて、放送使用楽曲に基づく分配をするような仕組みの整備がまったくできていなかった

そこで次のようにみなし方式の分配を行っていました。



みなし分配は、放送使用楽曲に基づくNFAへの分配を行うためのデータ整備ができていない環境下での代替策として、CPRAの場で正式な合意に基づき採用されてきた方式です。サンプリング報告を前提に権利者を類推するうえでは一定の論理的根拠を持つものですが、以下のような問題点が認識されていました。

- みなし分配の問題点**
- ① 放送使用されていない楽曲にも分配されてしまう可能性が否定できない
 - ② 放送使用実態とは直接関係のない「録音参加曲数」などが反映されてしまう

そこでMPNは、全曲報告化を契機に、CPRAが長年にわたり蓄積してきた演奏参加データ(貸レコードデータやP-LOGデータ)を、放送使用楽曲と照合することにより、放送使用実績に基づく、より精緻な分配を実現していきたいと考えました。

分配方法の見直しを開始するも、 重複分配を主張する「団体B」により中断

2017年頃から、商業用レコード二次使用料のNFA分配の見直しの議論がCPRAで開始され、これまで実現できていなかった放送使用実態に基づく分配を実現するために、実際に放送で使用された楽曲のうち、どのくらいの割合で参加演奏家を判明させられるかの検証が行われました。

その結果、これまでに蓄積された演奏参加データ(貸レコードデータ、P-LOGデータ)を使用することにより、全体で約43%(金額ベース)を占める楽曲については、放送使用楽曲に基づく分配が行える見通しが明らかになりました。ところが、2018年10月、プロダクション系団体Bからの以下の提案により、議論は中断せざるを得なくなりました。

CPRA音楽関連分配委員会での提案

団体B

資金分けされたNFA分の30%から、今後はFAのバンドメンバーも重複して分配を受けるべき(重複分配※)

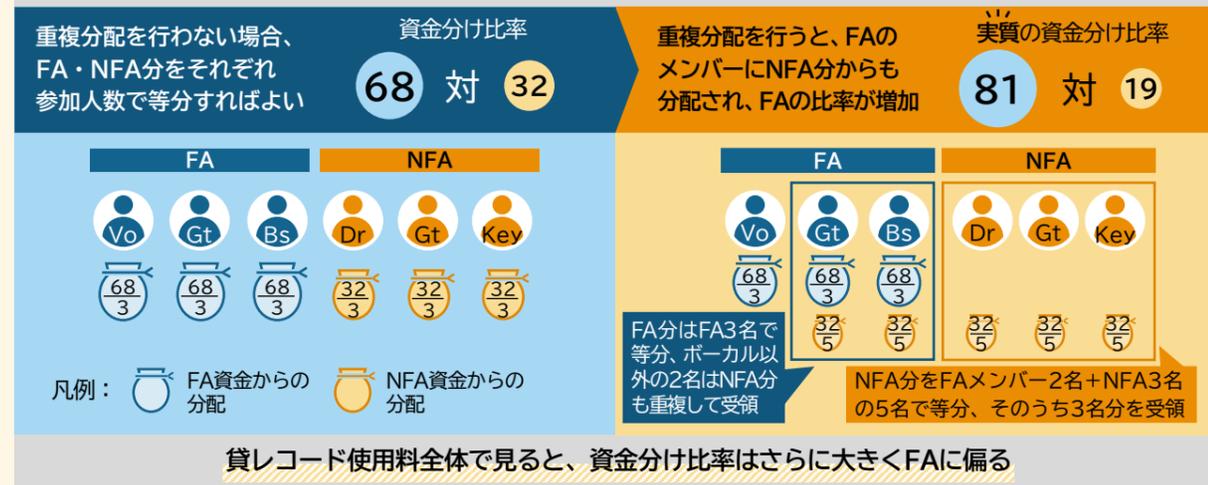
この提案のおかしな点

- FAのメンバーにNFAの分からも分配するという偏った提案で、結果として、現状のFA70%対NFA30%というバランスを崩す
- 商業用レコード二次使用料等の資金分け比率が検討された際に、重複分配を行わないことを前提として現状の比率が決まった経緯に反する
- FAとNFA両方の権利を預かるMPNとしては到底受け入れられず、そもそも分配を精緻なものに見直していく話とは一切関係がない内容

※重複分配とは？

印税契約の有無等を条件に権利者をFAとNFAに分類して分配資金を分けているにもかかわらず、FAであるバンドメンバーが、FA分の資金から分配を受けただけで、NFA分の資金からも重複して分配を受ける運用。(CPRAが最初に分配を開始した貸レコード使用料の分配だけに採用されている方式)

貸レコード使用料での例(資金分け比率がFA約68%対NFA約32%、FA・NFAともに3名でのシミュレーション)



MPNIは、意見対立を解消するため、関係団体による当事者間協議を行うことを繰り返し呼びかけました。しかし団体Bはその呼びかけに答えることなく、みなし分配の見直しの議論はストップしたまま、時間だけが過ぎていきました。

海外実態調査で見えた、 各国の特性に合わせた分配方法

一方でMPNIは、分配方法見直しの検討作業と併行して、ヨーロッパにおいて個々の権利者への分配を実現している国々の管理団体を訪問し、各国の商業用レコード二次使用料等の分配に関する実態調査を行いました。以下の表は、その調査結果をまとめたものです。

国名 (管理団体略称)	日本 (CPRA)	イギリス (PPL)	オランダ (SENA)	スペイン (AIE)	スウェーデン (SAMI)
管理団体の会員	実演家	実演家 レコード会社*1	実演家 レコード会社*1	実演家	実演家
使用楽曲数(年間、 外国曲含む概数)	80万曲 (邦楽50万曲 /放送のみ)	15万曲	12万曲 (放送のみ)	19万曲 (放送のみ)	16万曲 (放送のみ)
使用楽曲に 基づく分配の実施	FAのみ	○	一部みなし分配 (ウェブキャスト / ティング)	○	○
重複分配の有無	なし	なし	なし	あり*2	なし
不明者分を 取り置く期間	FA: 10年 NFA: なし	7年 (法律では6年)	3年	5年	10年
NFA情報の 収集方法	実演家の自己申告	実演家の自己申告	実演家の自己申告	実演家の自己申告	実演家の自己申告
	コーディネーター からの日報	レコード会社から の提供	レコード会社から の提供	各種サービス・ エージェントから の提供	放送局からの提供
	貸レコード調査	国内外の団体から の提供	独自調査 (Discogs*3など)	独自調査 (Discogsなど)	独自調査 (Discogsなど)

▲訪欧調査ヒアリング結果：商業用レコード二次使用料等に関する欧州各国の分配方式とCPRAの分配方式の比較

※1 PPLとSENAは会員に、実演家だけでなくレコード会社も含まれるため、楽曲情報を得やすい。

※2 スペインだけが重複分配を採用しているが、あくまでもスペイン国内だけのルールであり、国際間でのやり取りには適用されていない。

※3 Discogs…ユーザー投稿型の世界最大の音楽データベース。

調査結果のまとめ

- 諸外国に比べて日本の放送使用楽曲数は圧倒的に多い
- 日本のように管理団体自らが参加演奏家を調査してきた歴史がない
- ほとんどの国が重複分配を採用していない
- 海外でもP-LOGと同様の実演家の自己申告データを分配に使用しているほか、Discogsなどのユーザー入力の情報を利用するケースもある

Point

この調査を実施するにあたり、MPNIはCPRA海外業務課にサポートを要請しましたが、団体Bが「協力すべきではない」と強く反対したため、CPRAの公式なサポートを受けることを断念した経緯があります。

“分配精緻化検討ワーキンググループ”の設置、 ついに分配方法の見直しが再開

団体Bが関係団体による当事者間協議を拒否し続け、みなし分配の見直しが頓挫してから約一年が経過した2019年12月、団体BからCPRAに突然次のような提言書が届きました。

団体BからCPRAへの提言(要旨)

みなし分配の見直しが行われないうちに放置され、旧態依然たる分配が行われていることはCPRAの責任であり、遺憾である

この提言のおかしな点として、以下のような事実については一切触れられていません。

- 見直しの検討はすでに2年以上前から行われていたこと
- 見直しの中で団体Bが、見直しとは関係がない重複分配の導入を求めたこと
- 関係団体による当事者間協議の呼びかけに応じないことで、見直しの議論を一年近くストップさせたのが他ならぬ団体Bであること

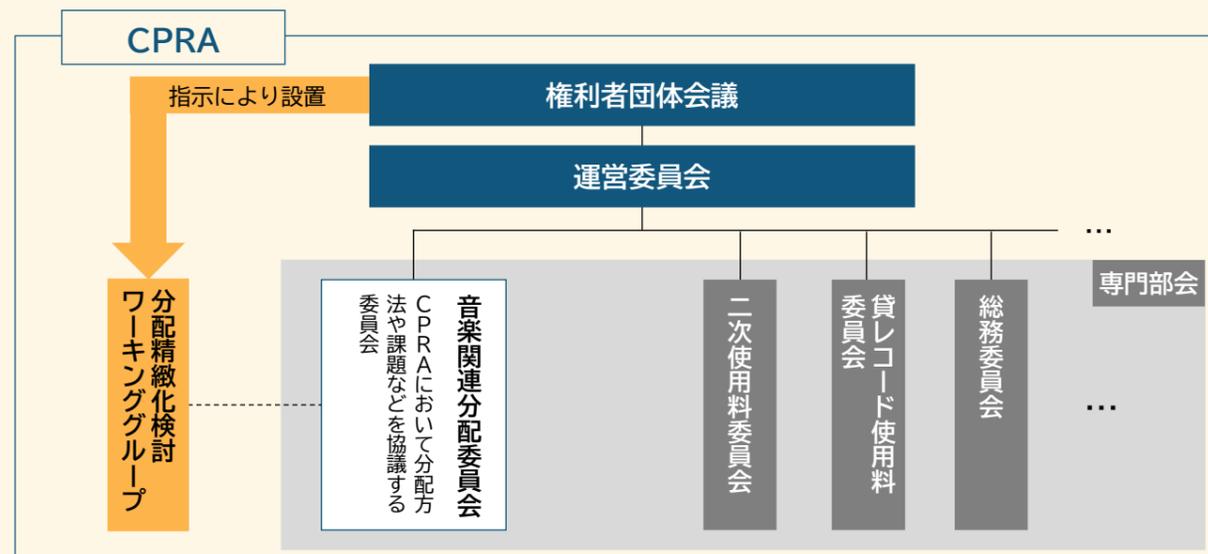
提言

上記のとおりの内容ではあるものの、この提言をきっかけとして、これまで拒否され続けていた「協議の場」として、CPRAの顧問弁護士を座長とする分配精緻化検討ワーキンググループ(以下、WG)が2020年3月から設置されることになりました。

WGでMPNIは、FAとNFA両方の権利を扱うニュートラルな団体として建設的な提案をしましたが、FAに利する主張を展開する団体Bに、ほかのプロダクション系団体も同調した結果、むしろFA対NFAの意見対立が浮き彫りとなっていきました。

Point CPRAの委員会はどのような構成なのでしょう？

CPRAには、CPRAを運営する4団体による「権利者団体会議」や「運営委員会」があり、その下にさまざまな専門部会が存在します。商業用レコード二次使用料の分配方法の見直しについては、専門部会の一つである「音楽関連分配委員会」において議論されており、WGは音楽関連分配委員会の諮問機関として設置されました。



WGでは、プロダクション系団体から こんな意見が…

ここでは、WGでプロダクション系団体からどのような意見があったのかをご紹介します。

P-LOGデータについての意見

団体B

実演家が自ら申告するデータは虚偽の可能性もあり正確さに問題があるため、クライアントの署名がなければ認めず、制作者が提供するデータを原則とすべき

Point

- 世界標準でもある自己申告によるデータを真っ向から否定する意見。
- 特に日本は外国に比べて放送使用楽曲数が膨大で、ヒット曲だけが使用されるわけではない実態もある。制作者が提供するデータ(=貸レコードデータ)だけでは限界があり、精緻な分配は実現できない。
- MPNIはP-LOGデータの正確さを担保する取り組みとして、実際にレコーディングに参加した人しか知りえないスタジオ名など細密な付帯情報の入力必須化や、支払案内書による本人照合、市販CDのメタデータとP-LOGの連携などを行っている。

分配計算方法についての意見

団体B

イギリスのPPL方式※を導入すべき

※PPL方式…NFAの参加人数に既定人数を設け、それに満たなかった場合、NFAにはNFA資金を既定人数で割った金額だけ分配し、残った金額をFAを含む参加者全員に再分配する。

例)FA5名、NFA2名(既定人数5名)のシミュレーション(資金分け比率はFA65%対NFA35%)

1 FA分65%はFA5人で均等割り(13%)するが、NFA分35%は2名での均等割りをせず、既定人数5で割った金額(7%)だけをNFA2名に分配。

2 NFA分残金21%を、1で分配した金額に応じて、NFA2名だけでなくFA5名にも按分して追加分配。

FA	+3.45%
NFA	+1.86%
NFA	+1.86%

実質的な資金比率は、FA82.25%対NFA17.75%までFAに偏る

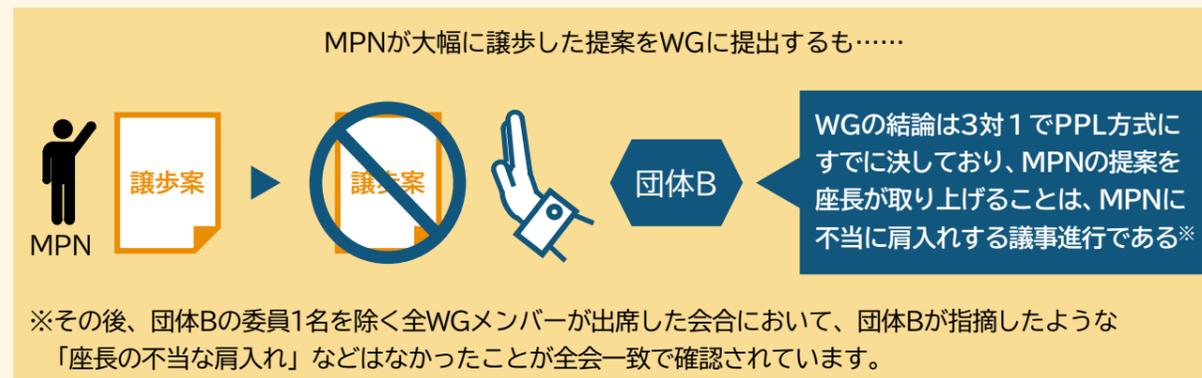
Point

- PPLにおける資金分け比率はFA65%対NFA35%であるが、この方式によりFAとNFAの比率は最大90%対10%程度になってしまうことから、重複分配以上の効果を得ようという意図が明白。
- 上記の処理に加えて、演奏家がまったく判明していない楽曲のNFA分はすべてFAに分配される。NFAが判明しなければいけないほど、FAに分配される金額が大きくなる仕組み。
- PPL方式は、もともと積極的に参加演奏家調査を行っていないイギリスが採用している方式。すでに数十年前から参加演奏家調査を行ってきた日本は、さまざまな点でイギリスより進化したシステムを持つため、PPL方式を採用しなければならない理由や必然性はない。

MPNの譲歩案は拒否され、 WGは最終的に「結論得られず」

意見対立が続けたままでは、CPRAの運営、ひいては実演家全体に悪い影響を及ぼしかねないと考えたMPNは、膠着した状態を進展させるため、プロダクション系団体が強硬に主張するPPL方式に対して大幅な譲歩案を提案し、問題解決を図りました。

WGの座長がこの提案を取り上げようとしたところ、団体Bの委員が「提案を検討することは不当である」として、それ以降のWGを欠席する事態となりました。



混乱状態のうちに、WGは「結論は得られず」との答申書を作成して志半ばで終了することになり、この問題については、権利者団体会議で再度検討されることになりました。

Point CPRAでは、伝統的に多数決による意思決定は行わず、関係権利者の相互理解による合意で物事を進めてきた歴史を持ちます。仮にこの問題をFAとNFAの利害対立と見た場合に、FAの立場を代表するプロダクション系3団体と、大半のNFAの権利を預かるMPNという、3対1のパワーバランスの中で、相互理解のための話し合いを拒否して、多数決ですでに決しているという主張をすることは、長い間築かれてきたCPRAの歴史を踏みにじるものです。

！ MPNの譲歩案はどのような内容だったのでしょうか？

プロダクション系3団体がこぞって問題にしたのは、FAの人数が多く、NFAの人数が少ない場合に、NFA 1人当たりの金額がFA 1人当たりの金額を上回る場合があることです。MPN譲歩案では、この場合に限り、差額分をNFAからFAに繰り入れる方式を提案しました。

Point FAの人数が多い場合だけ救済すべき？

FAとNFAで分配資金を分ける考え方(資金分け)は、作品における権利者の役割の違いに応じて数字を置いているにすぎず、FA 1人とNFA 1人の価値を決めているものではありません。FAの人数が多い場合、1人当たりの金額が減ることは当たり前であって、NFAが多ければ同じことが起きます。仮にFAが1人、NFAが10人だとすると、FA、NFA 1人当たりの金額の比率は実に23対1というとても大きな差になりますが、このような人数の変化によって起きる影響について、FAの人数が多い場合の救済方法だけが声高に議論されることには、大きな違和感があります。

今後、放送使用楽曲のすべてではないまでも、相応の割合の演奏参加データが集められるようになれば、このような資金分けの方式から、楽曲単位でのFA、NFAそれぞれの役割と人数に応じた分配方式に移行していくことができます。MPNは、あくまでもその実現を目指したいと考えています。

権利者団体会議による合意のもと、2022年の 分配はMPNが責任をもって正していきます

そして、これまでの経緯を踏まえて、2022年の分配について、2021年2月19日に開催された権利者団体会議で次のように合意されました。これにより、資金分け比率を80対20に譲歩することを条件に、NFAの分配方法をMPNの責任で改善していくことになりました。

- 1 商業用レコード二次使用料、録音権使用料それぞれの分配資金について、FA分とNFA分を80対20の割合で資金分けする。(現状の70対30から変更)
- 2 NFAの分配方法については、精緻化に向けた改善をMPNの責任において行う。特に、録音回数が多いことを理由に一部の権利者に偏った分配がなされている現状を是正することをMPNは確約する。
- 3 FA、NFA共に、分配に関する詳細なデータを権利者4団体で共有し、相互チェックを可能とする。
- 4 上記 1～3 に基づく2022年の分配結果の検証を音楽関連分配委員会において行い、成果が見られない場合には、新たにワーキンググループを設置し2023年以降の新たな分配方法の検討を行う。

！ 権利者団体会議での合意に先行して、商業用レコード二次使用料の2021年の分配で一部、放送使用楽曲に基づく分配が実現しています(NFA分配資金のうち75%を放送使用楽曲に基づく分配、25%をみなし方式の分配とする)。しかし貸レコードデータのみしか照合できておらず、すべての放送使用楽曲を網羅しているとは言い難く、課題が残る結果となっています。

現状の最大の課題は、貸レコードデータだけではヒットチャート系以外の楽曲をカバーしきれないうえに、使用料総額のうちわずか24%程度しか参加演奏家が判明しないということ。MPNは、P-LOGデータも併せて活用することで、さらに精度の高い分配を目指します。



分配を精緻にしていくためには、P-LOGデータの使用に留まらず、今後は以下のようなさまざまな方法を多角的に検討していく必要があるとMPNは考えています。特に、近年サブスクリプションサービスの台頭によりレンタルCD産業が縮小傾向にあることから、長年続けてきたレンタルCDの実演家調査を、新たな視点による調査へとシフトしていく必要があります。

実演家調査の拡充

レンタル回数で上位のカatalogのみを対象にしていたレンタルCDの実演家調査から、放送使用楽曲ベースの調査へとシフトしていく

クレジット情報の活用

CDブックレットへの氏名表示を求めていくとともに、今後配信への移行が進んで、CDブックレットが無くなる世界を想定したクレジット情報の取り扱いを併せて検討

MPNの 目指す分配

権利者への情報提供の促進

自己申告を促進する趣旨から、参加者がわからない楽曲等の公開を行い、さらなるデータ拡充を目指す

計算ルールの向上

放送使用楽曲と演奏家情報の照合率が一定の基準に達するまではみなし分配を暫定的に維持。ただし、より実態に近い運用にするためにさらなる検討を継続

おわりに

皆さま、お読みいただいてどのように感じられたでしょうか？

NFA分配のためのデータが不足していることは、なにも権利者の落ち度ではありません。むしろ、国の指定を受けて実演家の権利を管理する立場にありながら、データを収集しきれていない指定団体側の責任です。その運営に関与する立場にありながら、データが収集できないNFAの権利はなかったことにしてもよいと考える団体Bの主張に正当性はありません。

かつて70対30の比率が決められた当時は、FAの権利を代表する団体とNFAの権利を代表する団体がそれぞれの立場を超えて、協力して物事を進めていく関係が成立していました。しかし、もはやそれが望めないのであれば、もう一度振り出しに戻って、FAとNFAの間の格差をゼロベースで議論する必要があると考えています。法律に書かれていないような権利の制限をNFAに設けるのだとすれば、関係者の相互理解と総意に基づく必要があります。

こんなドタバタが起きている一方で、実際のFAとNFAは、互いに協力してよい作品を送り出す、なくてはならないパートナーであり続けています。またこのゴタゴタが発端となって、実際に活動している両者の関係に悪い影響を与えるのだとすれば、それこそ本末転倒と言わざるを得ません。

実は他に差し迫った大事なことがあります。貸レコード使用料の分配も縮小し、放送からインターネットへとさまざまなサービスがシフトしていく中で、ネット配信の権利処理にアクセスできていないCPRAが、今こんなことにエネルギーを使っているのでしょうか。取り組むべき大きな課題はパイの奪い合いではなく、パイを大きくすることなのです。内向きの議論を早々に切り上げて、もっと外に目を転じる必要があります。

MPNは、サポートミュージシャンの権利処理を主に行う機構としてスタートしましたが、今ではメインアーティストとして活動する会員数もかなりの規模に増えました。メインアーティストとサポートミュージシャンが共存する団体として、また、あくまでも権利者本人との契約をベースとする団体として、大切なパートナーである両者が互いの価値を高め合っていける関係が損なわれることのないように、また、社会から与えられた実演家の権利が捻じ曲げられないことがないように、MPNは今後も汗をかいていきます。

皆さま方のご信頼をもとに、粘り強く努力を続けてまいりますので、引き続きご理解とご支援を心よりお願いする次第です。



2021年12月1日発行

【発行人】 椎名 和夫

【監 修】 中川 了滋(丸の内仲通り法律事務所)

一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN

公益社団法人 日本演奏連盟

日本音楽家ユニオン

一般社団法人 日本作編曲家協会

一般社団法人 日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ

パブリック イン サード会

特定非営利活動法人 レコーディング・ミュージシャンズ・

アソシエーション・オブ・ジャパン

(50音順)

〒107-0061

東京都港区北青山2-10-29 日昭第2ビル2F

www.mpn.jp

本紙に関するご意見や感想はこちらまで：

orange@mpn.or.jp